

議員提出第 5 号議案

労働者の安全安心な生活を担保する保護ルールの確立を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

平成 26 年 7 月 4 日

提出者

田 中 八洲男
吉 田 政 司
三 島 治

須 山 隆
珍 部 芳 裕
洲 浜 繁 達

足 立 昭 二
絲 原 徳 康
佐々木 雄 三

(別紙)

労働者の安全安心な生活を担保する保護ルールの確立を求める意見書

我が国は、働く者の約 9 割が雇用関係の下にある「雇用社会」です。雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇により、安心して働くことのできる環境を整備することは、デフレからの脱却や日本経済の持続的かつ安定的な成長のためにも必要不可欠であります。

いま、政府内に設置された一部の会議体では「成長戦略」の一環として、「透明で客観的な労働紛争解決システム」の構築や「新たな労働時間制度」の導入、「多様な正社員」の普及・拡大、また「労働者派遣制度の見直し」などに関する議論がなされていますが、労働者の地位の保全と生活環境の保護にも留意し、政府の掲げる「経済の好循環」に整合的な検討を行うことが必要です。

こうした現状に鑑み、本議会は下記事項を強く要望します。

記

- 1 「透明で客観的な労働紛争解決システム」の構築や「新たな労働時間制度」の導入、「多様な正社員」の普及などについては、国民の安全安心な生活を担保する観点から慎重に検討すること。
- 2 不本意に派遣労働者として働く者が拡大するのを防ぎ、派遣労働者の雇用の安定や処遇改善につながる法改正を行うこと。
- 3 安易に外国人労働者の受け入れを拡大するのではなく、女性や高齢者の雇用が拡大できる制度を積極的に導入すること。
- 4 雇用・労働政策の検討にあたっては、関係者で十分な議論を尽くすこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 26 年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済再生担当大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）